

別紙3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）

第1 趣旨

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していない。このことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す気運が高まっている。

こうした情勢の変化を踏まえ、本事業では、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援することにより生産基盤を強化しつつ、調整保管機能を有するストックセンターや国産麦・大豆の利用拡大に向けた処理加工施設の整備を支援することで、安定供給体制の構築を目指すものとする。

第2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

- I 麦・大豆機械導入対策
- II 麦・大豆生産・加工施設整備対策
- III 麦・大豆ストックセンター整備対策

第3 対象となる作物

麦（小麦、大麦及びはだか麦に限り、種子用を含む。）及び大豆（種子用を含む。）とする。

第4 採択要件

本要綱別表1のIの3の（1）の採択要件欄のウ及びIIの3の（1）の採択要件欄のウの別記1別紙3に定める要件とは、本要綱第4の（1）のウの麦・大豆国産化プラン（以下「国産化プラン」という）が策定されていることとする。

なお、国産化プランには、麦・大豆生産の現状及び課題、その課題解決に向けた取組方針、産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割について記載し、都道府県知事の承認を得るものとする。

第5 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。また、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産

が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、特に麦については、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。

第6 その他

1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、事業実施主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、地方農政局長等に報告するものとする。

Ⅲ 麦・大豆ストックセンター整備対策

第1 事業実施主体

本要綱別表1のⅡの3の(1)のイの事業実施主体は、コンソーシアム又は農業者の組織する団体とし、次に定める基準を満たすこととする。

- 1 コンソーシアムが事業実施主体となる場合にあっては、以下の(1)から(6)までに定める基準を満たすこと。
 - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業協同組合連合会等)、農業者、実需者等の複数の関係者により構成されているコンソーシアムであること。このうち、農業関係機関及び実需者の参加を必須とする。
 - (2) スtockセンター及びその附帯設備並びにStockセンターの整備と一体的に整備される処理加工施設又は乾燥調製施設(以下「Stockセンター等」という。)の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者であること。
 - (3) Stockセンター等の利用料金を設定する場合は、原則として、Stockセンター等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定すること。
 - (4) 代表者の選定、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
 - (5) コンソーシアム規約において、(4)に掲げる各手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - (6) 各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 2 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合にあっては、以下の(1)から(4)までに定める基準を満たすこと。
 - (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
 - (2) 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (3) 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。))の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)が5名以上であること。
 - (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会以外の場合は、前年度に複数の実需者に国産麦又は大豆を販売していること。

第2 事業対象

国産の麦及び大豆のStockセンター等とする。

第3 事業実施計画の基準

別紙様式第Ⅲ－１号による事業実施計画には、事業の目的・効果、整備するストックセンターの収集範囲（地区）、整備内容、事業費、計画の配分基準等を記載し、不作等による国内供給量減少時に国産麦・大豆を安定供給する方針等を明示した安定供給計画を添付することとする。

なお、安定供給計画の計画期間は、事業実施年度を含む５年間で設定する。

第４ 事業の内容等

１ 成果目標

成果目標は、採択時において、別添１の配分基準の表の区分の欄の①及び②の配分基準で定めたとおりとする。

２ 採択基準

- (１) 農産局長は、予算の範囲内で別添１の配分基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- (２) 予算配分に当たっては、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、別添１により算出したポイントの合計が１５ポイント以上の事業計画を採択するものとする。
- (３) (１)により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であつて、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、８０％を下限とする範囲内で採択できるものとする。

- (４) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。
- (５) 採択となった事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

３ スtockセンター等の補助対象基準

- (１) 本対策で整備するストックセンター等については、別添２に定めるストックセンター等の補助対象基準を満たすものとする。
- (２) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- (３) 補助対象とする事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、補助事業の効率的な実施について及び過大

積算等の不当事態の防止についてによるものとする。

(4) スtockセンター等の整備に当たっては、都道府県知事は、国産麦・大豆の安定供給に資するものとなるよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(5) 事業で整備するStockセンター等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存のStockセンター等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(6) Stockセンター等の整備に対する助成については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

(7) Stockセンター等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。

(8) 都道府県は、事業実施主体がその整備するStockセンター等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(9) Stockセンター等の利用料金については、原則としてStockセンター等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。

(10) 本対策によりStockセンター等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該Stockセンター等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第9の1の事業実施状況報告の提出にあわせて、共済制度等加入資料を都道府県知事に提出するものとする。

(11) 成果目標の達成に必要な新用途への改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 本対策により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業

等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

- (12) 本対策の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。
なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のIの第5を準用するものとする。

- (13) スtockセンターの整備と一体的に行う処理加工施設の整備については、次のとおりとする。

ア 処理加工施設の規模及び能力の設定に当たっては、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

イ 処理加工施設とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾汁機、搾油機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機等をいう。

- (14) スtockセンターの整備と一体的に行う乾燥調製施設の整備については、次のとおりとする。

ア 乾燥調製施設の規模及び能力の設定に当たっては、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

イ 既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。

4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

5 上限要望額

事業実施計画当たりの上限要望額は10億円とする。

ただし、Stockセンターの整備と一体的に行う処理加工施設又は乾燥調製施設の整備に係る上限要望額は1億円とする。

6 補助率

補助率は、本要綱別表1のIIの3の(1)の補助率欄に定めるとおりとする。

7 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

Stockセンター等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 周辺景観との調和

ストックセンター等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該ストックセンター等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(3) P F I法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の活用に努めるものとする。

(4) 施設の管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本対策により整備したストックセンター等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

ストックセンター等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体がストックセンター等の管理運営を直接行い難い場合には、事業実施主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合はストックセンター等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、ストックセンター等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本対策により整備したストックセンター等には、本対策名等を表示するものとする。

(5) G A Pへの対応

本対策においてストックセンター等を整備し、G A P認証を取得する場合には、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

第5 目標年度

本対策の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第6 実施基準

- 1 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合において、受益農業従事者が事

業開始後にやむを得ず5名に満たなくなつた場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。

- 2 事業実施主体は、本対策の実施後においても第4の1の成果目標の達成に向けた取組を継続することとする。
- 3 事業実施主体は、国が本対策により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第7 事業実施の手續

1 事業計画の作成及び協議

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第Ⅲ－1号により事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第Ⅲ－2号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。
- (4) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、当該都道府県計画に含まれている事業計画を承認するものとする。

2 事業計画の審査基準

- (1) 都道府県知事は、審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。
 - イ 国産麦・大豆の安定供給に係る取組であること。
 - ウ 別添1の配分基準の要件を満たしていること。
 - エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業実施計画について、別添1の配分基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅲ－3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、本要綱別記様式第1号－3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書

番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第8 助成金の返納

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

第9 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から成果目標（別添1の配分基準の表の区分の欄の①及び②の配分基準で定めた目標）の目標年度の前年度までの間、毎年度の事業実施状況及び安定供給計画（安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間の前年度までの間）の達成状況について、翌年度の7月末日までに、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、不作等による国内供給量の減少に対応して保管している麦又は大豆を放出した場合は、その判断理由、販売先、数量等を記載することとする。

- 2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合には、別紙様式第Ⅲ－5号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、事業実施状況及び安定供給計画の達成状況について点検し、成果目標の達成や事業の適正な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。
- 4 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況に係る、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第10 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間経過後、翌年度の7月末日までに自ら評価を行い、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するも

のとする。

2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を同年度の8月末日までに別紙様式第Ⅲ-5号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第9の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅲ-6号に定める改善計画を提出させるとともに、第9の2と併せて8月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入したストックセンター等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、第7の1に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

(2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

4 地方農政局長等は、2及び3により報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等を評価し、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、都道府県知事に対し指導を行うものとする。

5 地方農政局長等は、2及び3により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、4の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

6 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

7 事業評価を行った都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が80%に満たなかった事業計画を有する事業実施主体を公表するものとする。

8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第 11 その他

事業実施主体は、農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

別添1

ストックセンター整備対策の配分基準について

1 下表の区分①から⑤までの合計によりポイントを算出するものとする。

また、本対策の交付等要綱に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定を取り消されたことがある応募団体（共同機関を含む。）
- ・本事業により整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした目標年度の保管数量が事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合が2%に満たない場合

区 分	評価項目	配分基準	ポイント
①国産の麦・大豆の需要に応じた生産拡大	・本事業により整備するストックセンターに出荷する農業者の国産の麦・大豆の基準となる収穫量から目標年度の収穫量の増加割合	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	1
②安定供給体制の確立	・本事業により整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした目標年度の保管数量が事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	不採択
③保管効率	・本事業により整備するストックセンターの安定供給を目的とした目標年度の保管量当たりの事業費の額 (事業費(円)÷保管量(t))	(定温設備を導入しない場合)	
		10万円未満	5
		10万円以上15万円未満	4
		15万円以上20万円未満	3
		20万円以上25万円未満	2
		25万円以上	1
		(定温設備を導入する場合)	
		15万円未満	5
		15万円以上20万円未満	4
		20万円以上25万円未満	3
25万円以上30万円未満	2		
30万円以上	1		
④公益性	・安定供給計画第2に位置付けた実需者の数	30社以上	5
		20社以上	4

		10社以上	3
		5社以上	2
		5社未満	1
加算ポイント			
⑤以下のいずれかに該当する場合 ・事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 ア 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 イ 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 ・事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和6年までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ・本事業により整備するストックセンターにおいて、事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量の5%以上について2年以上の長期保管を行う場合。			3

(配分基準の算定に当たっての注意事項)

基準となる取扱数量又は収穫量は、原則、直近7年間のうち最大、最小値を除いた5年平均とする。

2 重点品目加算ポイント

食料安全保障の観点から国産シェアの拡大を推進する必要がある品目に係る取組を優先するため、以下の重点品目又は準重点品目を対象とし、1に定めるポイントに加え、ポイントを加算するものとする。

重点品目（小麦、大豆）	準重点品目（二条大麦、六条大麦、はだか麦）
10ポイント	5ポイント

注：複合品目にかかる取組の場合にあつては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

別添2 スtockセンター等の補助対象基準

補助対象基準

(ストックセンター等の整備)

- ・保管数量が事業実施主体の取扱数量に占める割合を規定していること。
- ・ストックセンター等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。
- ・改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量が増加すること。
- ・複数の実需者が受益者であること。

(ストックセンター等の運営)

- ・ストックセンター等への国産麦・大豆の受入の方針を定めていること。
- ・ストックセンター等に受け入れた国産麦・大豆の保管・販売・更新の方針を定めていること。
- ・不作等に備え必要な保管数量を定め、その数量を確保する方針を定めていること。
- ・不作等による国産供給量減少時における安定供給のための方針を定めていること。

(その他)

- ・国産麦・大豆の保管、処理加工及び乾燥調製に不要な施設等は補助対象外とする。